流山市

農業委員会からのお知らせ

第19号

【発行】
令和４年２月１７日

【編集】
流山市農業委員会事務局
流山市平和台１－１－１

農地の適正な管理をお願いします！

農地法では、農地の所有者等の責務として、雑草等が繁茂しないように農地の管理を行うことが定められています。

農地は一度荒れてしまうと、元の耕作できる状態に戻すまでに費用と労力がかかるだけでなく、病害虫の発生や不法投棄の原因となるなど、周辺農業環境の悪化につながります。

近年は、周辺の農地所有者だけでなく、近隣住民や事業者、通行されている方々からも「雑草が道路、隣地にはみ出している」、「種子が飛散してくる」といったお申し出も増加しています。

このような場合、農業委員会では現地の状況を確認し、土地所有者の方に文書の送付や訪問を行い、草刈り等のお願いをしています。

所有している農地が近隣農地に影響を及ぼす前に、定期的に雑草を刈るなど、農地の適正な管理をお願いします。

農地パトロール（利用状況調査）を実施

今年度も農業委員と農地利用最適化推進委員が市内の農地のパトロールを行う、農地利用状況調査を実施しました。

雑草の繁茂状況等を現地で確認し、荒廃していると判定した土地の所有者の方には、今後の耕作の意向等を伺うため、利用意向の調査票を送付しています。

農業者年金の制度が改正されます

※平成１４年１月から始まった新制度の農業者年金が対象です

1　令和４年１月から
３５歳未満の方は月額１万円から加入できます！

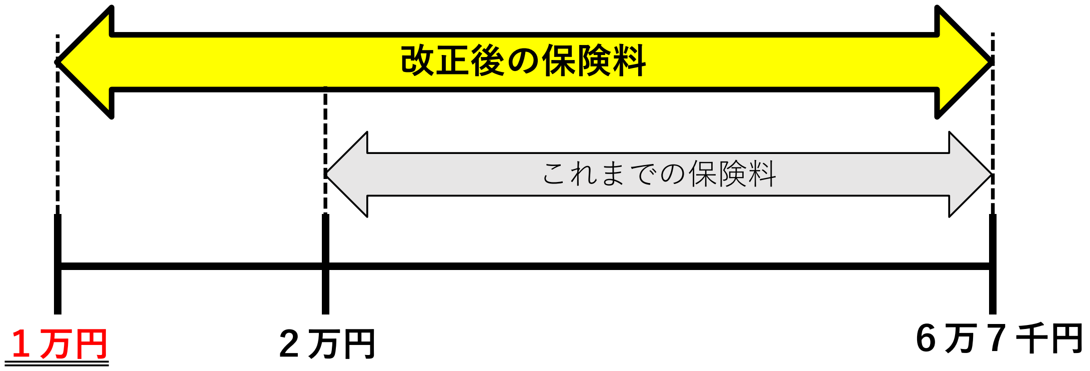

３５歳未満で認定農業者に該当しない等、一定の要件を満たす方は保険料の月額納付額の下限額が２万円から１万円に引き下げられます。

（保険料は千円単位で選択できます）

≪保険料引き下げの対象者≫

次の①～⑤の**いずれにも該当しない方**

①　認定農業者かつ青色申告者
②　認定就農者かつ青色申告者
③　①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
④　認定農業者又は青色申告者
⑤　①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

2　令和４年４月から
年金の受給開始時期をご自身で選択できます！

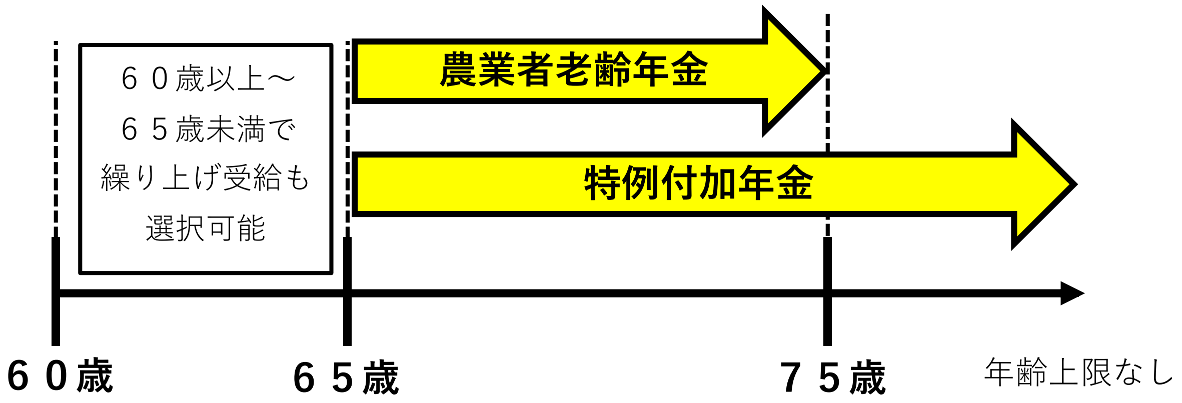

昭和３２年４月２日以降に生まれた方で、年金の受給要件を満たした方は、受給開始時期をご自身で選択することができます。

≪年金の受給開始時期と受給要件≫

年金の種類	受給開始時期	受給要件
農業者老齢年金	６５歳～７５歳	６５歳以上であること （年齢要件のみ）
特例付加年金	６５歳以上 （年齢上限なし）	・２０年以上の保険料納付済期間等を有していること ・経営継承を完了していること ・６５歳以上であること

３　令和４年５月から
加入可能年齢が６５歳に引き上げられます！

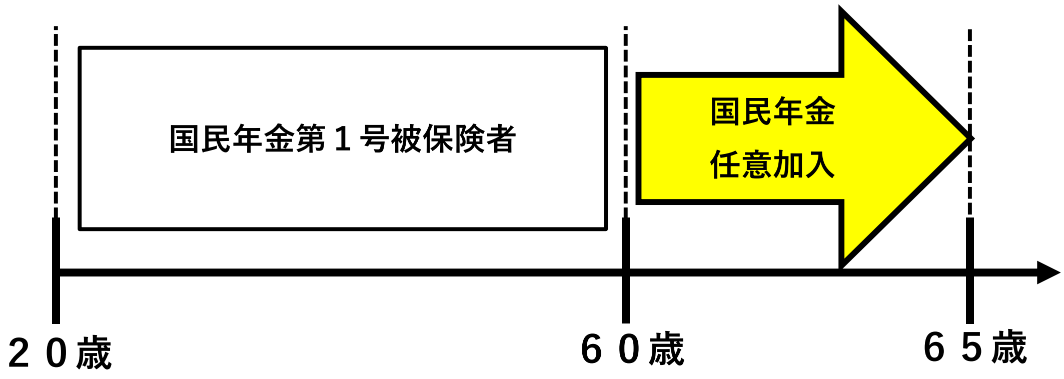

農業者年金に加入できるのは、
①農業に従事（年間６０日以上）する方で
②２０歳以上６０歳未満の
③国民年金第１号被保険者
となっていましたが、６０歳以上６５歳未満で、国民年金に任意加入している方が農業に従事（年間６０日以上）している場合、農業者年金に加入できるようになります。

≪国民年金の任意加入とは≫

国民年金の保険料納付済期間が４８０月（４０年）に満たない６０歳以上６５歳未満の方が、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入することです。

農業者年金に加入して
安心で豊かな老後を！

お問い合わせは農業委員会事務局
（０４－７１５０－６１０２）
または最寄りのＪＡまで！

「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を市長に提出

令和３年１２月１７日、本市農業委員会を代表して、水代会長、岡田会長職務代理者及び総合農政検討委員会の山﨑委員長、石井副委員長が「令和４年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を井崎市長に提出しました。

意見書の内容は、流山市総合計画基本政策に掲げる「農業経営改善の充実」、「農業への理解の促進」の２つの柱をテーマに、各地域の農業委員が農業者からの意見・要望等を考慮し慎重に検討したもので、各個別施策の推進にあたっては、意見書の内容が反映されるよう要望しました。

【意見書の主な内容】

農業経営改善の充実

(1)担い手への農地の集積・集約化
(2)担い手・後継者の育成
(3)安定的な営農活動への支援

農業への理解の促進

(1)市民への都市農業のアピール
(2)地産地消の推進
(3)食育への貢献
(4)都市農業の位置づけ

令和３年賃借料情報

～農地の貸し借りの参考に～

※10ａ（1,000㎡）当たり

	平均額	最高額	最低額	データ数	令和２年平均額(参考)	令和元年平均額(参考)
田	5,500円	10,100円	2,400円	68	9,600円	11,900円
畑	11,500円	20,900円	4,800円	49	11,600円	13,600円

※データ数は集計に用いた筆数です。
※物納での貸し借りの場合は玄米３０kg あたり４，５００円に換算しています。

金額はあくまでも目安です！
当事者間での協議により適正な金額を定めてください